

議案第 25 号

那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

第2条の8 削除

(土砂等の埋立て等事業に係る措置命令)

第2条の9 市長は、土砂等の埋立て等事業において、安全基準に適合しない土砂等又は改良土（第2条の7第2項ただし書の規定により市長が認めるものを除く。以下この条及び第17条において同じ。）が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等又は改良土及び当該土砂等の埋立て等事業が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等事業を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等事業に使用された土砂等又は改良土（当該土砂等又は改良土により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(小規模特定事業の届出)

第3条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、当該小規模特定事業を開始する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業の計画を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。

(1)～(6) 略

(土砂等の埋立て等事業による崩落等の防止措置等)

第2条の8 土砂等の埋立て等事業を行う者は、当該土砂等の埋立て等事業に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等事業に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等事業を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

3 市長は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。

(土砂等の埋立て等事業に係る措置命令)

第2条の9 市長は、土砂等の埋立て等事業において、安全基準に適合しない土砂等又は改良土（第2条の7第2項ただし書の規定により市長が認めるものを除く。以下この条及び第17条第4項において同じ。）が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等又は改良土及び当該土砂等の埋立て等事業が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等事業を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等事業に使用された土砂等又は改良土（当該土砂等又は改良土により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(小規模特定事業の許可)

第3条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

ならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。

(1)～(6) 略

(事前協議)

第3条の2 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、小規模特定事業の計画について市長と協議しなければならない。

(小規模特定事業に係る土地所有者の同意)

第3条の3 第3条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該

申請に係る小規模特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第4条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第9号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第3号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(周辺住民等への説明)

第3条の4 第3条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定める小規模特定事業区域の周辺住民その他の利害関係を有する者に対して、当該小規模特定事業の計画に関する説明会を開催しなければならない。ただし、その必要がないと市長が認めるとき、又は説明会を開催することができない特別な事由があると市長が認めるときは、説明会の開催に代えて市長が認める適当な方法により周知を図ることができる。

2 事業者は、前項の規定により周知を行うに当たっては、小規模特定事業の計画の内容について理解が得られるように努めなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により周知を行ったときは、市長に報告しなければならない。

(許可申請の手続)

第4条 第3条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（以下「小規模特定事業場」という。）の位置及び面積

(3) 小規模特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）の氏名

(4) 小規模特定事業に使用される土砂等の量

(5) 小規模特定事業の期間

(6) 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造

(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(8) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

(9) 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(10) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、第3条の許可を受けようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模特定事業（以下「小規模一時堆積事業」という。）である場合に

(変更の届出)

第4条 前条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業の計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条の届出をした者は、前項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第5条から第7条まで 削除

つては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる事項
- (2) 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
- (3) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- (4) その他市長が必要と認める事項

(申請の制限)

第4条の2 第3条の許可を受けようとする者は、小規模特定事業の期間について3年を超えて申請することができない。

(許可の基準)

第5条 市長は、第3条の許可の申請が第4条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第3条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア この条例又は県条例若しくは栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

イ 第16条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る那須烏山市行政手続条例（平成17年10月那須烏山市条例第11号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第16条第1項第3号又は第8号に該当することにより当該許可を取り消された者であるときは、この限りでない。

ウ 第16条第1項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 第2条の9又は第17条の規定による必要な措置を完了していない者

オ 小規模特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの
- キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの
- (2) 第3条の2の規定による事前協議を終えていること。
- (3) 第3条の3に規定する同意を得ていること。
- (4) 第3条の4第1項本文の規定による説明会の開催又は同項ただし書の規定による周知を行っていること。
- (5) 小規模特定事業が3年以内に完了するものであること。
- (6) 小規模特定事業が完了した場合において、当該小規模特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、小規模特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (7) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。
- (8) 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- (9) 小規模特定事業に用いる土砂等の性質が、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土のうち改良土を除くものに該当するものであること。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- (10) 小規模特定事業に用いる土砂等が、栃木県内において発生し、かつ、当該土砂等の発生場所から直接搬入されるものであること。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、第3条の許可の申請が第4条第2項の規定によるものである場合にあつては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第3条の許可をしてはならない。
- (1) 前項第1号から第5号まで及び第7号から第10号までの規定に適合するものであること。
- (2) 小規模特定事業場の構造が、当該小規模特定事業場の区域以外の地域への小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の

発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

- 3 第3条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第6号及び第8号並びに前項第2号の規定は、適用しない。

(許可の条件)

第6条 市長は、住民の生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第3条の許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第7条 第3条の許可を受けた者は、第4条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第3条の2及び第3条の3の規定を準用する。

- 2 前項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 変更の内容及び理由

(3) その他市長が必要と認める事項

- 3 第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、第3条の許可に係る小規模特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る小規模特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えた日を当該変更後の小規模特定事業の期間が満了する日とすることができない。

- 4 第3条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 5 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。

(土砂等の搬入の届出)

第8条 第3条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを

(土砂等の搬入の届出)

第8条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを

省略することができる。

(1)～(3) 略

(土砂等管理台帳の作成等)

第9条 第3条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、 土砂等管理台帳を作成しなければならない。

2 第3条の届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

(定期検査の報告等)

第10条 第3条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めるときは、これを省略することができる。

2 第3条の届出をした者は、前項に定めるもののほか、当該届出に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければ

省略することができる。

(1)～(3) 略

(土砂等管理台帳の作成等)

第9条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(1) 当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段

(2) 当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量

(3) 当該許可(小規模一時堆積事業に係るものに限る。)に係る小規模特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第3条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

(水質検査等)

第10条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査を行わなければ

ならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該小規模特定事業区域の土壌についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

2 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該小規模特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと市長が認めるとき、又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めるときは、当該水質検査又は地質検査は、これを省略することができる。

3 第3条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則に定めるところにより、当該検査の結果を市長に報告しなければならない。

4 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければ

ならない。

(周辺住民等への周知)

第10条の2 第3条の届出をした者は、当該小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（以下「小規模特定事業場」という。）の周辺住民その他の利害関係を有する者に対し、当該届出に係る小規模特定事業の計画を周知するよう努めなければならない。

(関係書類の縦覧)

第11条 第3条の届出をした者は、市長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第9条第1項に規定する土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第12条 第3条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第3条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業区域と当該小規模特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(土砂等の搬入車両への表示)

第12条の2 第3条の届出をした者は、車両を使用し、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。

(小規模特定事業の完了)

第13条 第3条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。

ならない。

(関係書類の縦覧)

第11条 第3条の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第9条第1項に規定する土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第12条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域と小規模特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(土砂等の搬入車両への表示)

第12条の2 第3条の許可を受けた者は、車両を使用し、当該許可に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。

(小規模特定事業の完了等)

第13条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模特定事業区域が第3条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規

第14条から第16条まで 削除

定による届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(小規模特定事業の廃止等)

第14条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該小規模特定事業の廃止又は休止後の当該小規模特定事業による土壌の汚染及び当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を廃止したとき、又は2箇月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第3条の許可は、その効力を失う。

4 市長は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第14条の2 第3条の許可を受けた者から当該許可に係る小規模特定事業を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第3条の2及び第3条の3の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 譲り受けようとする小規模特定事業の許可年月日及びその番号

(4) その他市長が必要と認める事項

3 第5条第1項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）及び第6条の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項の許可を受けて小規模特定事業を譲り受けた者は、当該小規模特定事業に係る第3条の許可を受けた者の地位を承継する。

(相続)

第15条 第3条の許可を受けた者について相続があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第3条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第16条 市長は、第3条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第2条の9の規定による命令に違反したとき。
 - (2) 不正の手段により第3条、第7条第1項又は第14条の2第1項の許可を受けたとき。
 - (3) 第3条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
 - (4) 第5条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (5) 第6条（第7条第5項及び第14条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。
 - (6) 第7条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
 - (7) 第8条から第12条の2までの規定に違反したとき。
 - (8) 前条第1項の規定により第3条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第5条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。
 - (9) 次条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。
- 2 前項の規定により第3条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る小規模特定事業について次条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(小規模特定事業に係る措置命令)

第17条 市長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業を行う第3条の許可を受けた者（第7条第1項の規定により許可を受けなければならない事項

(小規模特定事業に係る措置命令)

第17条

を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に
対し、当該小規模特定事業を一時停止し、又は当該
小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若
しくは流出による災害の発生を防止するために必要
な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第3条又は第7条第1項の規定に違反し
て小規模特定事業を行った者に対し、期限を定め
て、当該小規模特定事業に使用された土砂等の全部
若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若
しくは流出による災害の発生を防止するために必要
な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、第13条第3項、第14条第5項又は前条第
2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、そ
の小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散
又は流出による災害の発生を防止するために必要な
措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、小規模特定事業において、安全基準に適
合しない土砂等又は改良土が小規模特定事業区域に
搬入され、又は使用されていることを確認したとき
は、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該
小規模特定事業に係る小規模特定事業区域に搬入さ
れ、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等
又は改良土(当該土砂等又は改良土により安全基準
に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部
若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業に
よる土壌の汚染を防止するために必要な措置をとる
べきことを命ずることができる。

(1) 当該土砂等又は改良土を当該小規模特定事業区
域に搬入した者(第2条の9に規定する者を除
く。)

(2) 第2条の9に規定する者に対して、当該土砂等
の埋立て等をするを要求し、依頼し、若しく
は唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするを
助けた者

(関係書類の保存)

第18条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る
小規模特定事業について第13条第1項の規定による
完了の届出若しくは第14条第2項の規定による廃止
の届出をした日又は第16条第1項の規定による許可
の取消しを受けた日から5年間、当該小規模特定事
業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類
の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

第18条の2 現場管理責任者

は、小規模特定事業の施工に伴う土壌の
汚染及び災害の発生の防止に関し規則で定める職務
を誠実に履行しなければならない。

2 小規模特定事業の施工に従事
する者は、現場管理責任者がその職務を行うために

① 市長は、小規模特定事業において、安全基準に適
合しない土砂等又は改良土が小規模特定事業区域に
搬入され、又は使用されていることを確認したとき
は、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該
小規模特定事業に係る小規模特定事業区域に搬入さ
れ、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等
又は改良土(当該土砂等又は改良土により安全基準
に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部
若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業に
よる土壌の汚染を防止するために必要な措置をとる
べきことを命ずることができる。

(1) 当該土砂等又は改良土を当該小規模特定事業区
域に搬入した者(第2条の9に規定する者を除
く。)

(2) 第2条の9に規定する者に対して、当該土砂等
の埋立て等をするを要求し、依頼し、若しく
は唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするを
助けた者

(関係書類の保存)

第18条 第3条の届出をした者は、当該届出に係る
小規模特定事業について第13条第1項の規定による
完了の届出

をした日

から5年間、当該小規模特定事

業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類
の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

第18条の2 第3条の届出に係る小規模特定事業の施
工を管理する者(以下「現場管理責任者」とい
う。)は、当該小規模特定事業の施工に伴う土壌の
汚染の防止に関し規則で定める職務
を誠実に履行しなければならない。

2 第3条の届出に係る小規模特定事業の施工に従事
する者は、現場管理責任者がその職務を行うために

必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(立入検査等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者(土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等を行うことを助けた者を含む。以下同じ。)に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

第20条 削除

(罰則)

第22条 第2条の9又は第17条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(小規模特定事業に係る土地所有者の義務)

第18条の3 第3条の3(第7条第1項及び第14条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第3条の3の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

(立入検査等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者

_____ に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

(手数料)

第20条 第3条、第7条第1項又は第14条の2第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手料を納付しなければならない。

- (1) 第3条の許可の申請 1件につき 26,000円
- (2) 第7条第1項の変更の許可の申請 1件につき 16,500円
- (3) 第14条の2第1項の譲受けの許可の申請 1件につき 16,500円

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者 _____ は、1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条の9、第16条第1項又は第17条第1項から第4項までの規定による命令に違反した者
- (2) 第3条、第7条第1項又は第14条の2第1項の規定に違反して小規模特定事業を行った者

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条又は第4条第1項の規定に違反して、届出をしないで小規模特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第8条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第9条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (4) 第9条第2項_____の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第10条第1項又は第13条第2項の規定による検査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (6)・(7) 略

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第2項又は第13条第1項_____の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第18条の規定に違反した者

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第9条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第9条第2項又は第10条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第10条第1項又は第2項_____の規定による検査を行わなかった_____者
- (5)・(6) 略

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第4項、第13条第1項、第14条第2項又は第15条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第18条の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定によりされている許可については、当該許可に係る小規模特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る小規模特定事業に関する旧条例第3条の2及び第5条から第19条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条の規定によりされている許可の申請は、この条例による改正後の第3条の規定によりされた届出とみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例第3条の規定に違反して小規模特定事業を行った者については、旧条例第17条第2項の規定は、なおその効力を有する。
- 5 この条例の施行前にした旧条例第16条第1項又は第17条第1項から第3項までの規定による命令については、なお従前の例による。
- 6 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第7条第1項の変更の許可の申請及び旧条例第14条の2第1項の譲受けの許可の申請に係る旧条例第20条第2号及び第3号に掲げる手数料については、なお従前の例による。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 7 この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされるとき及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされるときにおけるこの条例

の施行後から令和7年5月31日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 8 令和7年6月1日以降にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。